

平 29 . 1 . 27
総 9 - 1

説 明 資 料

〔平成 29 年度税制改正等について〕

平成 29 年 1 月 27 日 (金)

財 務 省

平成29年度 税制改正の主な項目

我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行うとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等を行う。あわせて、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から酒税改革を行うとともに、我が国企業の海外における事業展開を阻害することなく、国際的な租税回避により効果的に対応するため外国子会社合算税制を見直す。このほか、災害への税制上の対応に係る各種の規定の整備等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

1. 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革 (P.12～36)

2. デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置 (P.37～46)

- 競争力強化のための研究開発税制の見直し (P.38～41)
- 賃上げを促すための所得拡大促進税制の見直し (P.42)
- コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備 (P.43～45)
- 積立NISAの創設 (P.46)

3. ローカルアベノミクスの推進(中堅・中小事業者の支援、地方創生の推進) (P.47～59)

- 中堅・中小事業者の支援 (P.48～51)
- 地方創生の推進 (P.52～53)
- 酒税改革 (P.54～59)

4. 経済活動の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制 (P.60～67)

- 国際課税に関する制度の見直し (P.61～65)
- その他 (P.66～67)
 - ・ 国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し

5. その他 (P.68～72)

- 車体課税の見直し (P.69～70)
- 災害関連税制の常設化 (P.71)
- 円滑・適正な納税の環境整備 (P.72)

1. 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

➤ 誰もが生きがいを感じられる「一億総活躍社会」を実現するためには、「働き方改革」を進めることが重要であり、多様な働き方が可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換することが求められている。

こうした中、働きたい人が存分に活躍できる社会の実現や、人手不足の解消の観点から、就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革の第一弾として、所得税・個人住民税の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。

就業調整問題(※)を解消することにより、

- ・ 働きたい人が就業時間を調整することを意識せず、働くことができる環境を整備。
- ・ 最低賃金が引き上げられていく中でも、人手不足を解消し、日本経済の成長に寄与。

※ 103万円以内にパート収入を抑える傾向(いわゆる「103万円の壁」)

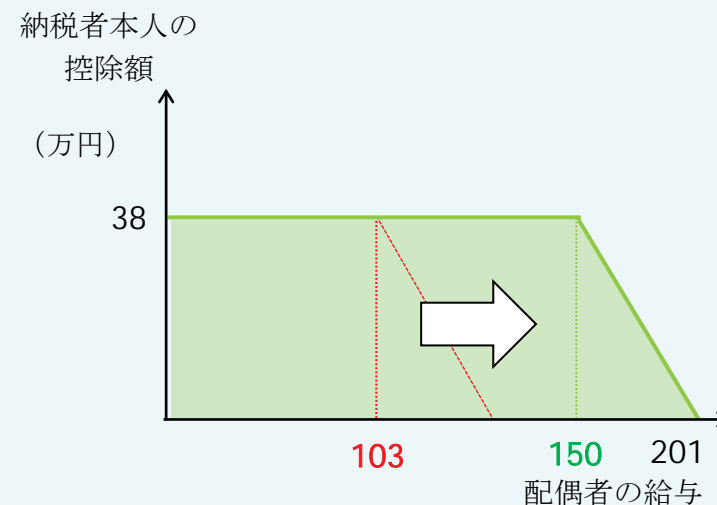
- － 税制面では、配偶者特別控除により「103万円の壁」は解消。
- － 他方、企業の配偶者手当の支給基準への援用や、心理的な壁として作用しているとの指摘。



➤ 配偶者控除等(38万円)における配偶者の収入の上限
⇒ 103万円⇒150万円

※ 安倍内閣が目指す最低賃金1,000円で、1日6時間、週5日働いた場合の年収を上回る水準

➤ 担税力調整の必要性や所得再分配機能の回復の観点から、納税者本人に所得制限を設定
⇒ 給与収入1,120万円から逡減、1,220万円で消失
(国・地方を通じた税収中立を確保)



1. 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革(続き)

- ※ 配偶者控除は、一定の収入以下の扶養親族を有する場合における納税者の担税力の減殺を調整する仕組みの一つであり、諸外国でも配偶者の存在を考慮した仕組みが設けられていることも踏まえれば、廃止することは問題。他方、全ての夫婦世帯を対象とする新たな控除は、高所得者の夫婦世帯にまで配慮を行うこととなり、非常に多額の財源を必要とするといった問題。
- ※ 就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築は、税制だけで達成できるものではなく、社会保障制度などの関連する制度・政策の取組みも重要であるとともに、企業の配偶者手当制度等の見直しを行うことが求められる。

「平成29年度与党税制改正大綱」に今後の個人所得課税改革の方向性を明記。

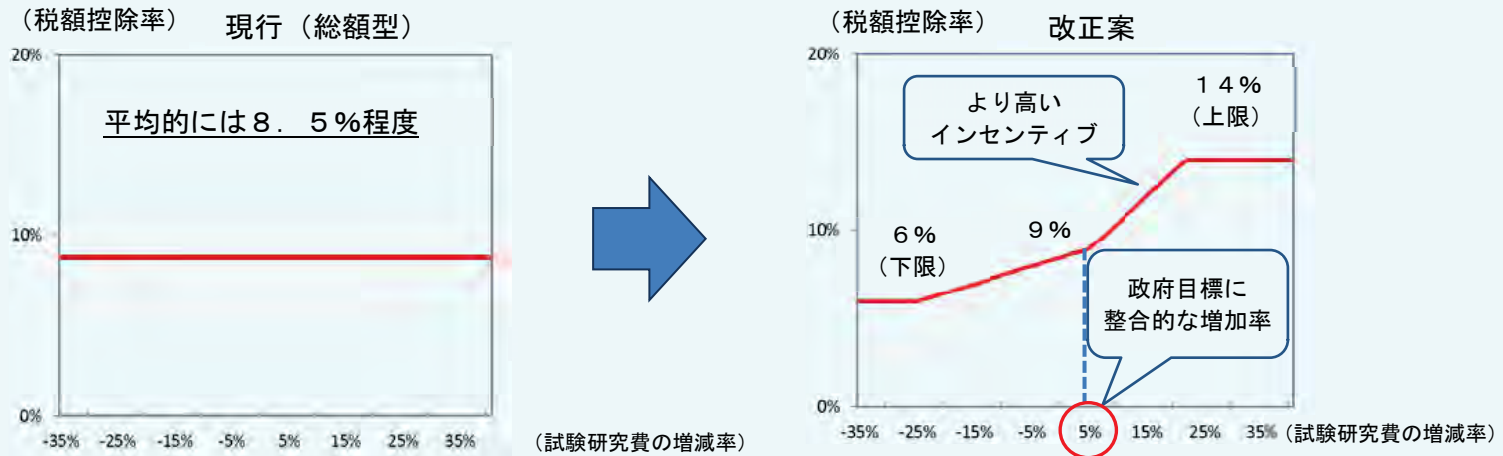
- ① 所得再分配機能の回復の観点からの基礎控除などの「人的控除」等の控除方式の見直し。
- ② 多様な働き方を踏まえた給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と基礎控除などの「人的控除」のあり方の見直し。
- ③ 老後の生活に備えるための自助努力を支援するための私的年金・金融所得等に係る税制の見直し。

2. デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置

○ 競争力強化のための研究開発税制の見直し

➤ 研究開発投資に係る政府目標の達成に向け、研究開発投資の増加インセンティブを強化するなど、研究開発税制を抜本的に見直し。

① 総額型を試験研究費の増加率に応じて税額控除できる仕組みに見直し



② IoT、ビッグデータ、人工知能等を活用した「第4次産業革命」による新たなビジネス開発を後押しする観点から、「第4次産業革命型」のサービス開発^(注)を対象化

(注) ①センサー等による自動的なデータの収集、②専門家による情報解析技術を用いた分析、③新たなサービスの開発、などを満たす試験研究

③ オープンイノベーション型の利用促進を図るため、対象費目の拡大など制度を大幅に改善

○ 賃上げを促すための所得拡大促進税制の見直し

➤ 大企業については、2%以上の賃上げを行う企業に支援を重点化した上で、前年度からの給与支給総額の増加額への支援を拡充(現行制度とあわせて12%)。

➤ 中小企業については現行制度を維持しつつ、2%以上の賃上げを行う企業については、前年度からの給与支給総額の増加額への支援を大幅に拡充(現行制度とあわせて22%)。

※ 所得拡大促進税制:給与支給総額の24年度からの増加額の10%を税額控除できる制度

2. デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置(続き)

- | | |
|---------------------------|--|
| ○ コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備 | <ul style="list-style-type: none">➤ 企業と投資家の対話の充実を図るため、株主総会の開催日を柔軟に設定できるよう、<u>法人税の申告期限を事業年度終了後から最大6カ月後まで延長可能とする</u>(現行は最大3カ月後まで)。➤ 経営者の中長期インセンティブのため、<u>役員給与の損金算入対象を拡大</u>(株価連動給与等)➤ 企業の機動的な事業再編を可能とするため、上場企業内の事業部門の分社化等(<u>スピンオフ</u>)の際の<u>組織再編税制</u>(譲渡損益等の課税を繰延べ)を整備 |
| ○ 積立NISAの創設 | <ul style="list-style-type: none">➤ 家計の安定的な資産形成を支援する観点から、<u>少額からの積立・分散投資を促進するための「積立NISA」を創設</u>(年間投資上限額:40万円、非課税期間:20年) |

3. ローカルアベノミクスの推進(中堅・中小事業者の支援、地方創生の推進)

○ 中堅・中小事業者の支援

- 地域中核企業向け設備投資促進税制の創設
 - ※ 地域の中核企業が、地域経済に波及効果のある高い先進性を有する事業^(注)を行う場合に、その設備投資を対象に投資促進税制を創設。(注)都道府県の認定を受け、国の確認を受けたもの。
- 中小企業向け設備投資促進税制の拡充
 - ※ 中小サービス事業者が行う設備投資(冷蔵陳列棚、空調設備等)のうち、生産性向上に資するものについて、即時償却又は10%^(注)税額控除の対象に追加。
(注) 資本金3000万円超の場合は7%
- 中小企業向けの租税特別措置の適用要件の見直し
 - ※ 財務基盤の弱い中小企業を支援するという中小企業向け租税特別措置の趣旨を踏まえ、適用要件として、課税所得(過去3年間平均)が15億円以下であることを追加。
- 事業承継税制の見直し(災害時等における雇用確保要件の緩和、相続時精算課税制度の併用)

3. ローカルアベノミクスの推進(中堅・中小事業者の支援、地方創生の推進)(続き)

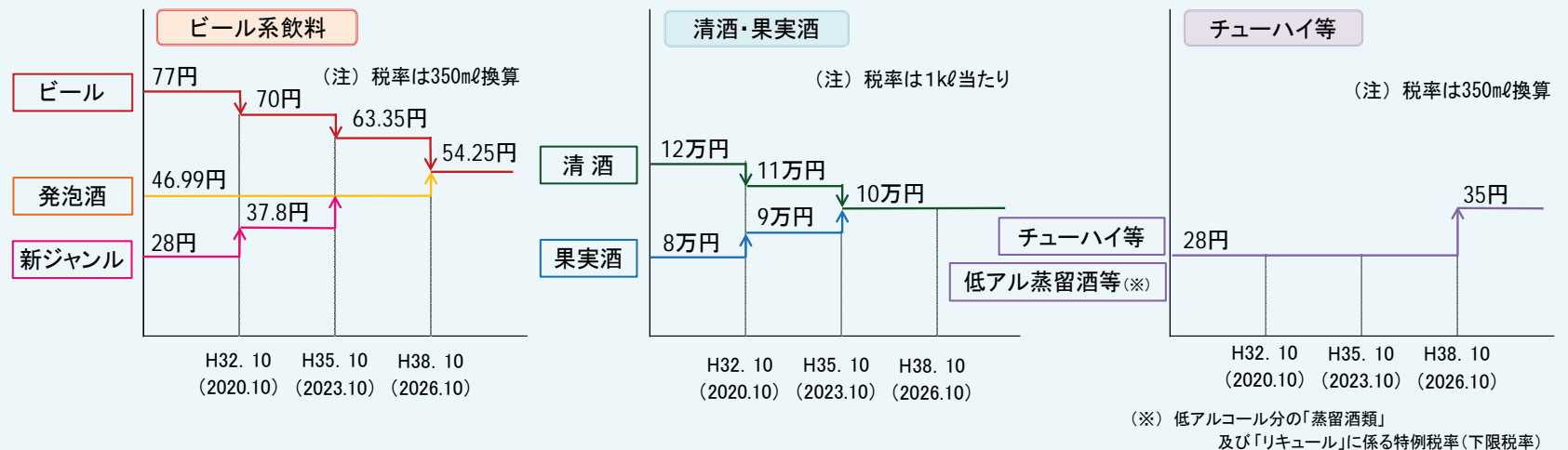
- | | |
|-----------|---|
| ○ 地方創生の推進 | <ul style="list-style-type: none">➤ <u>地方拠点強化税制の拡充</u>(無期・フルタイムの新規雇用への支援を拡充など)<ul style="list-style-type: none">※ 地方拠点強化税制:本社機能移転等に係る設備投資促進税制、雇用促進税制(新規雇用者数に応じた税額控除)➤ <u>到着時免税店(空港等の到着エリアの免税店)の導入</u><ul style="list-style-type: none">※ 携帯品免税制度(20万円等まで免税)を適用 |
| ○ 酒税改革 | <ul style="list-style-type: none">➤ 類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えている状況を改め、<u>酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、ビール系飲料や醸造酒類の税率格差の解消、ビールの定義拡大など</u>、酒税改革に取り組む。➤ 真に魅力ある商品の開発への経営資源のシフトや、地域の特色を活かした魅力ある商品開発が進み、<u>地方創生の牽引役となることを期待。日本産酒類のブランド価値の向上や、日本の酒類産業の国際競争力の強化にもつながる。</u> |

3. ローカルアベノミクスの推進(中堅・中小事業者の支援、地方創生の推進)(続き)

○ 酒税改革 (続き)

➤ 税率構造の見直し

- ※ ビールの税率は戦後最低水準、国際的にも遜色のない水準に。
- ※ 税率の段階的な見直しについては、その都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。
- ※ 厳しい財政状況や財政物資としての酒類の位置付け等を踏まえ、税込中立の改革とする。



➤ ビールの定義の拡大

- ※ 地域の特産品を用いた地ビール開発を後押しする観点や外国産ビールの実態を踏まえ、麦芽比率要件の緩和(67%→50%)や、副原料の拡大(果実や一定の香味料を追加)を行う。

➤ 地方創生に資する制度改正

- ※ 酒蔵ツーリズム免税(製造場で外国人旅行者等向けに販売した酒類について、酒税を免税)
- ※ 焼酎特区(構造改革特区で焼酎等を少量製造する場合、一定要件の下で免許要件を緩和)

4. 経済活動の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制

○ 国際課税に関する制度の見直し

- 日本企業の健全な海外展開を支えつつ、租税回避に対して効果的に対応。
- 「外国子会社合算税制」について、租税回避リスクを外国子会社の外形(税負担率)ではなく、個々の活動内容(所得の種類等)により把握する仕組みへ見直し。企業の事務負担に配慮。
 - ※ 経済実体がない、いわゆる受動的所得は合算対象に。
 - ※ 実体のある事業からの所得は、子会社の税負担率にかかわらず合算対象外に。

「平成29年度与党税制改正大綱」の補論に今後の国際課税に係る税制改正の基本方針を明記。

- ① 「BEPSプロジェクト」の合意事項の着実な実施を通じた国際協調の推進
- ② 「経済活動や価値創造の場と税が支払われるべき場所を一致させる」という「BEPSプロジェクト」の基本的考え方に基づき、健全な海外展開を歪める誘因を除去
- ③ 税に関する透明性の向上に向けた国際的な協調

○ その他

- 国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し
 - ※ 駐在の外国人等の納税義務を緩和し、高度外国人材等の受入れを促進。
 - ※ 国外に居住する日本人の納税義務を拡大し、租税回避を抑制。
- 仮想通貨の消費税非課税化(支払の手段として法的に位置付けられたこと等を踏まえた対応)

5. その他

- | | |
|-----------------|---|
| ○ 車体課税の見直し | <p>➤ <u>燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、エコカー減税の対象範囲を見直し。</u></p> <p>※ 段階的な基準引上げ。ガソリン車への配慮措置。(減税対象:9割→8割)</p> <p>※ 2回目免税の対象を重点化。(免税対象:4割→3割、2回目免税2割)</p> |
| ○ 災害関連税制の常設化 | <p>➤ 近年災害が頻発していることを踏まえ、災害減免法等の規定に加え、<u>これまで災害ごとに特別立法で手当てしてきた対応を常設化し、災害対応の税制基盤を整備。</u></p> |
| ○ 円滑・適正な納税の環境整備 | <p>➤ <u>国税犯則調査手続の見直し</u>(ICT化の進展を踏まえた電磁的記録の証拠収集手続等の整備、関税法を参考とした調査手続きの整備、規定の現代語化、国税通則法への編入など)</p> |

経済社会の構造変化を踏まえた 個人所得課税改革

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

1 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

わが国の経済社会は近年において著しい構造変化を遂げている。個人所得課税についても、経済社会の構造変化を踏まえた改革を行っていく必要があるが、平成29年度税制改正においては、喫緊の課題への対応として、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。その上で、今後数年をかけて、基礎控除をはじめとする人的控除等の見直し等の諸課題に取り組んでいくこととする。

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するためには、税制、社会保障制度、企業の配偶者手当制度などの面で総合的な取組みを進める必要がある。

税制面においては、このような仕組みとして、配偶者控除を廃止するという考え方や配偶者控除を廃止した上で夫婦世帯を対象に新たな控除を認めるといった考え方がある。しかし、わが国の個人所得課税においては、一定の収入以下の扶養親族を有する場合に、それぞれの事情に応じて納税者の担税力の減殺を調整することとしており、配偶者控除もその調整の仕組みの一つである。また、諸外国においても配偶者の存在を考慮した仕組みが設けられている。こうした点を勘案すれば、配偶者控除を廃止して、配偶者に係る配慮を何ら行わないことには問題がある。また、夫婦世帯を対象に新たな控除を認めるとの考え方もあるが、全ての夫婦世帯を対象とすれば、高所得者の夫婦世帯にまで配慮を行うこととなり、非常に多額の財源を必要とすることから、控除の適用に当たって夫婦世帯の所得に上限を設けることが必要となる。しかし、わが国においては個人単位課税を採用しており、世帯単位で所得を把握することが難しいとの問題がある。また、夫婦世帯を対象に新たな控除を設けることについて、国民の理解が深まっているとは言えない。こうした問題を踏まえると、これらの考え方を具体的な制度改正の案として直ちに採用することは難しい。

他方で、配偶者が就業時間を調整することによって、納税者本人に配偶者控除が適用される103万円以内にパート収入を抑える傾向があると指摘されている（いわゆる「103万円の壁」）。これについては、配偶者特別控除の導入によって、配偶者の給与収入が103万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しない仕組みとなっており、税制上、いわゆる「103万円の壁」は解消している。それにもかかわらず収入を抑える傾向が生じる要因として、「103万円」という水準が企業の配偶者手当制度等の支給基準に援用されていることや、いわゆる「103万円の壁」が心理的な壁として作用していることが指摘されている。生産年齢人口が減少を続け人手不足と感じている企業が多い中、パート収入を一定の範囲内に抑えるために就業時間を抑える傾向は、最低賃金が引き上げられていくにつれ、更に強まるのではないかと懸念される。

平成29年度税制改正大綱(抄)②

平成28年12月8日
自由民主党
公明党

このような就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、所得税・個人住民税における現行の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。具体的には、所得税の場合、配偶者特別控除について、所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を85万円（給与所得のみの場合、給与収入150万円）に引き上げるとともに、現行制度と同様に、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。この給与収入150万円という水準は、安倍内閣が目指している最低賃金の全国加重平均額である1,000円の時給で1日6時間、週5日勤務した場合の年収（144万円）を上回るものである。

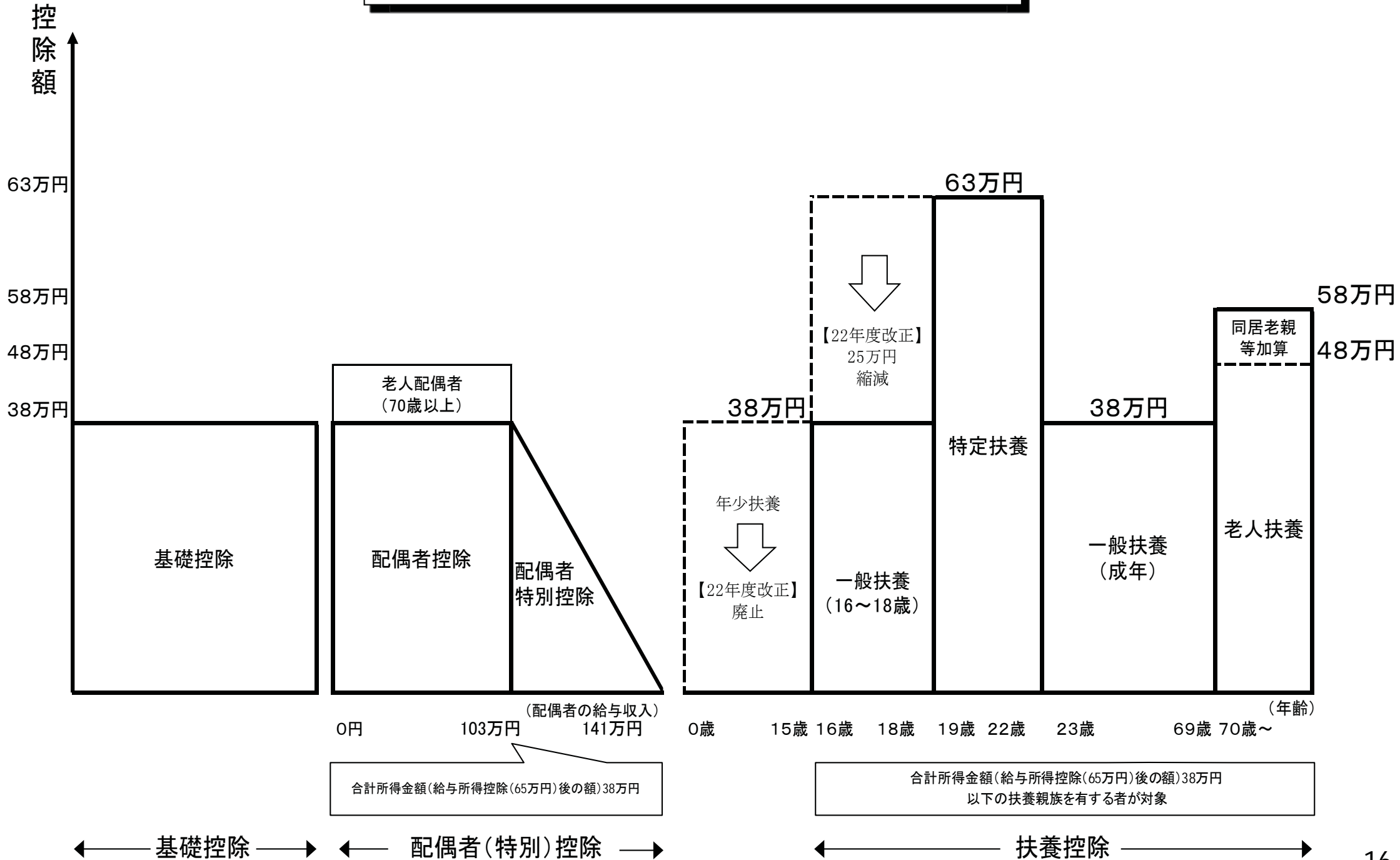
こうした見直しは、働きたい人が就業調整を行うことを意識しないで働くことのできる環境づくりに寄与するものであり、また、人手不足の解消を通じて日本経済の成長にも資することが期待される。

同時に、配偶者控除・配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、これらの控除が適用される納税者本人の合計所得金額に所得制限を設けることとし、国・地方を通じた税込中立を確保する。こうした所得制限は、後述する所得再分配機能の回復に資するものであるが、その際、所得に応じた税負担の差をなだらかにする観点から、所得控除額を所得に応じて逡減・消失させていく仕組みとする。今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築は、税制だけで達成できるものではなく、社会保障制度などの関連する制度・政策における取組みが重要である。本年10月より被用者保険の適用拡大が実施されているが、短時間労働者の就業調整を防ぐなどの観点から今後も更なる適用拡大に向けた検討を着実に進めていくこととしており、今後とも就業調整につながる要因を取り除いていくことが重要である。

また、配偶者が一定の収入以下であることを要件とする企業の配偶者手当制度等も就業調整の大きな要因の一つである。配偶者手当制度等を有している企業に対しては、今般の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを踏まえ、労使の真摯な話し合いの下、就業調整問題を解消する観点からの見直しを行うことを強く要請する。

主な人的控除制度の概要(現行)



主要国における配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み等について

(2016年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み	配偶者控除 [38万円]	夫婦単位課税 (実質的な二分二乗方式)の選択	婚姻控除 ^(注1) [最大20万円]	夫婦単位課税 (二分二乗方式)の選択	世帯単位課税 (N分N乗方式) ^(注2)
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税(実質的な二分二乗方式)の選択制	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税(二分二乗方式)の選択制	世帯単位課税 (N分N乗方式)
(参考) 私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる	夫婦別産制	夫婦別産制 ^(注3)	法定共通制 ^(注4)

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=187円(裁定外国為替相場：平成28年(2016年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

(注1) イギリスでは、配偶者の一方が自らの基礎控除(10,600ポンド：高所得者については控除額が逡減・消失)を全額使い切れなかった場合、その残額(最大1,060ポンド)を他方(給与所得者の場合、給与所得が31,785ポンド以下の者が対象)の基礎控除額に移転することができる(2015年4月導入)。なお、基礎控除額と婚姻控除の上限額については、2016年4月より、それぞれ11,000ポンドと1,100ポンドに引き上げられているほか、婚姻控除の対象となる者の給与所得額も32,000ポンド以下に引き上げられている。

(注2) フランスでは、家族除数(N)は単身者の場合1、夫婦者の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以下被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。

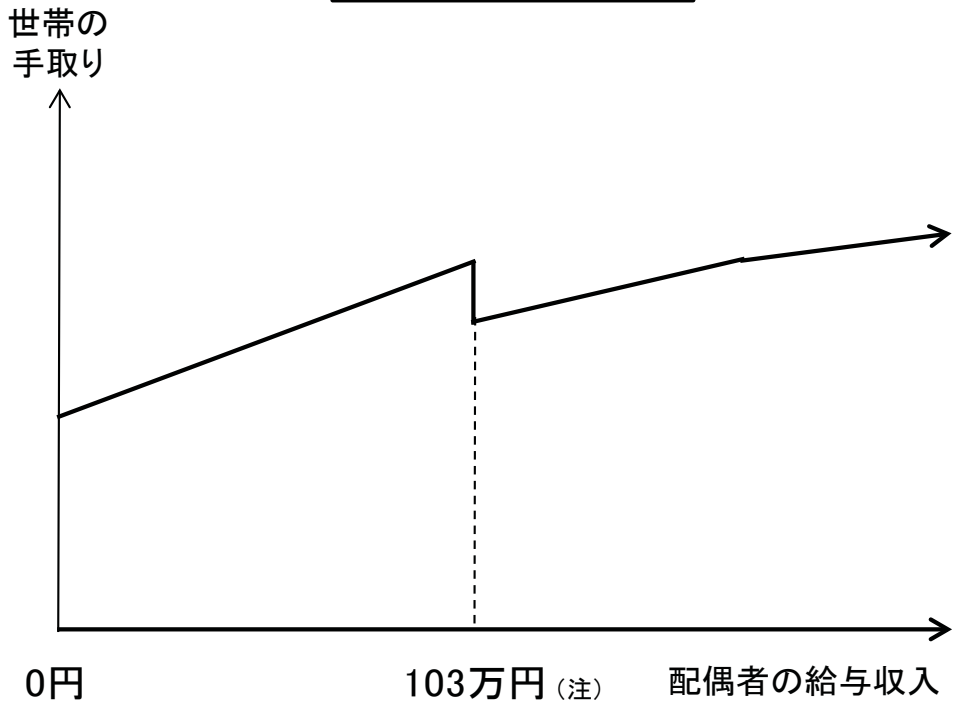
(注3) ドイツでは、原則別産制。財産管理は独立に行えるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。

(注4) フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制(夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する)。

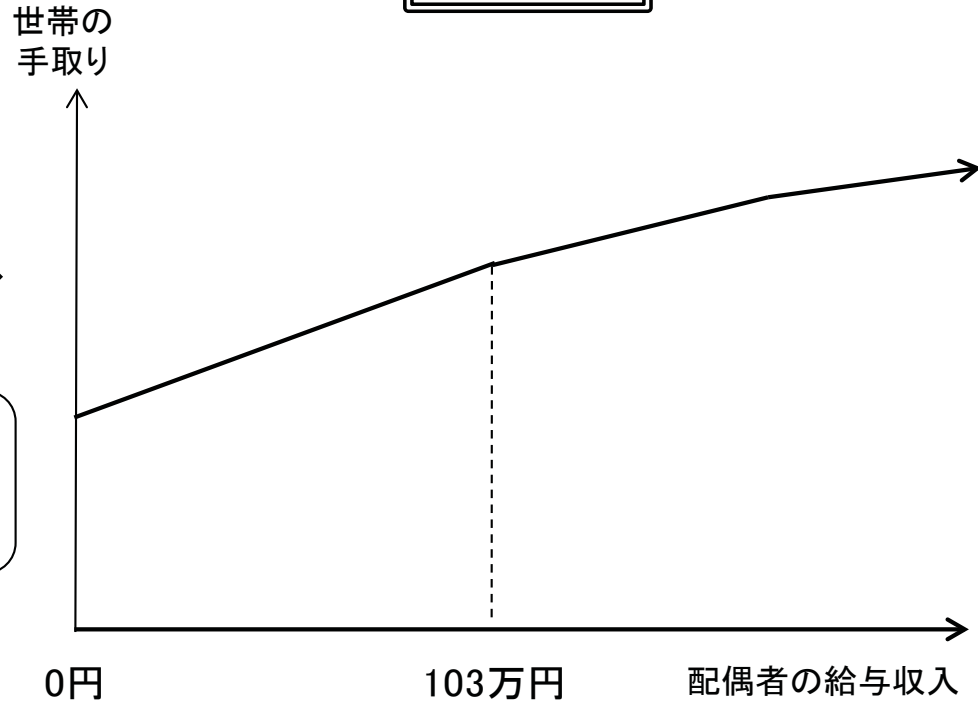
いわゆる「103万円の壁」について

配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘がある（いわゆる103万円の壁）。これについては、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消している。

昭和61年以前



現 行



(注) 納税者本人が配偶者控除を受けることのできる配偶者の給与収入の限度額。ここでは「現行」のグラフとの比較の観点から103万円としているが、昭和61年当時は90万円。

民間における家族手当の支給状況について

(人事院「平成28年職種別民間給与実態調査」により作成)

① 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する				配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者の手当を見直す予定がある	配偶者の手当を状況の変化によっては見直すことを検討	配偶者の手当を見直す予定がない			
76.8%	(87.0%)	[9.1%]	[13.3%]	[77.6%]	(13.0%)	23.2%

(注1) ()内は、家族手当制度がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

(注2) []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

② 配偶者の収入による制限の状況

配偶者の収入による制限がある	収入制限の額			配偶者の収入による制限がない
	130万円	103万円	その他	
[85.4%]	<29.5%>	<65.9%>	<4.6%>	[14.6%]

(注1) []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

(注2) < >内は、配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

③ 扶養家族の構成別支給月額

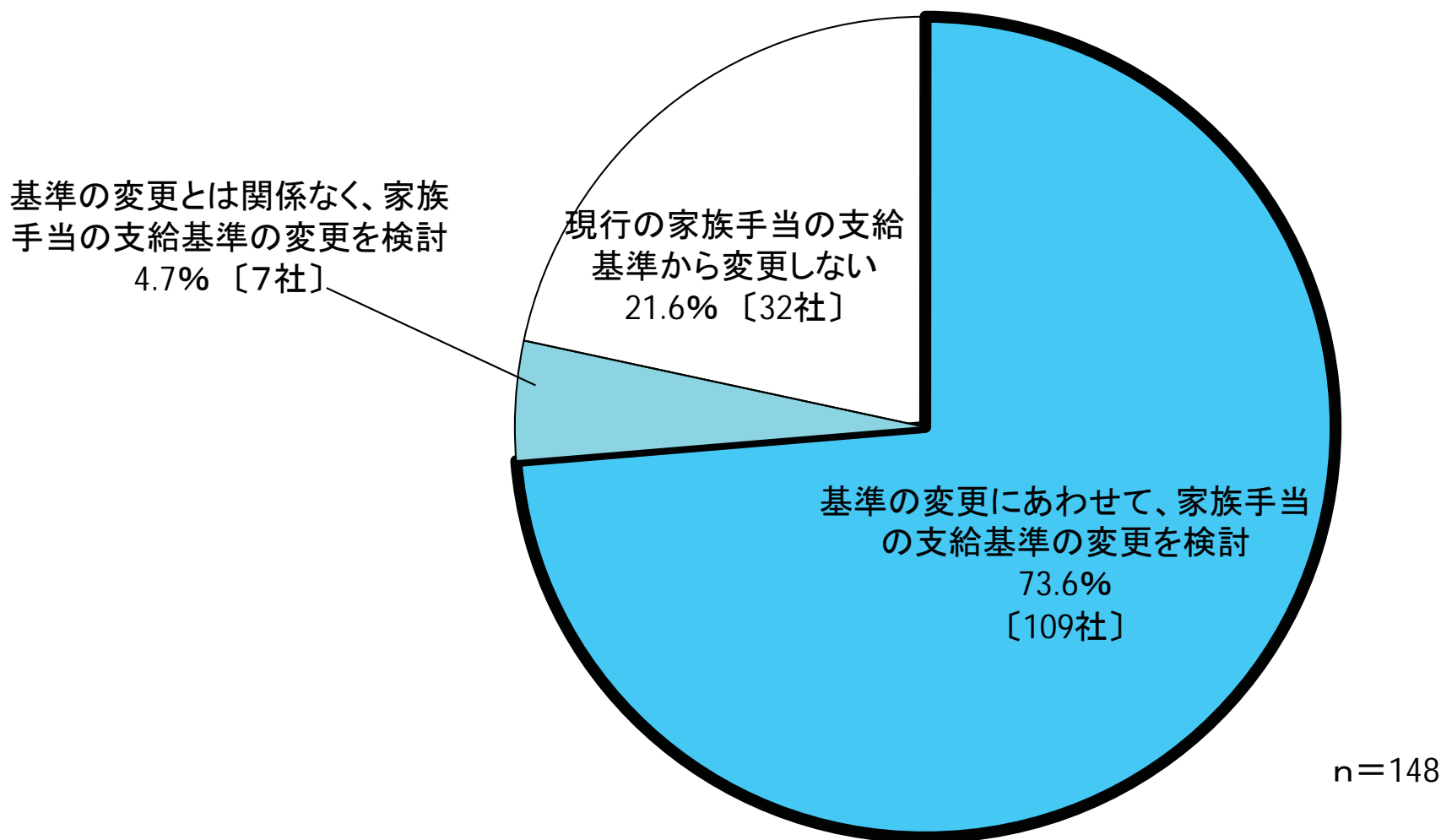
扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,024円
配偶者と子1人	20,094円
配偶者と子2人	25,593円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

配偶者控除の見直しに伴う民間企業の家族手当 (配偶者手当)の見直しについて(アンケート結果)

(日本経済団体連合会「2015年人事・労務に関するトップ・マネジメント調査結果」(2016年1月19日)より)

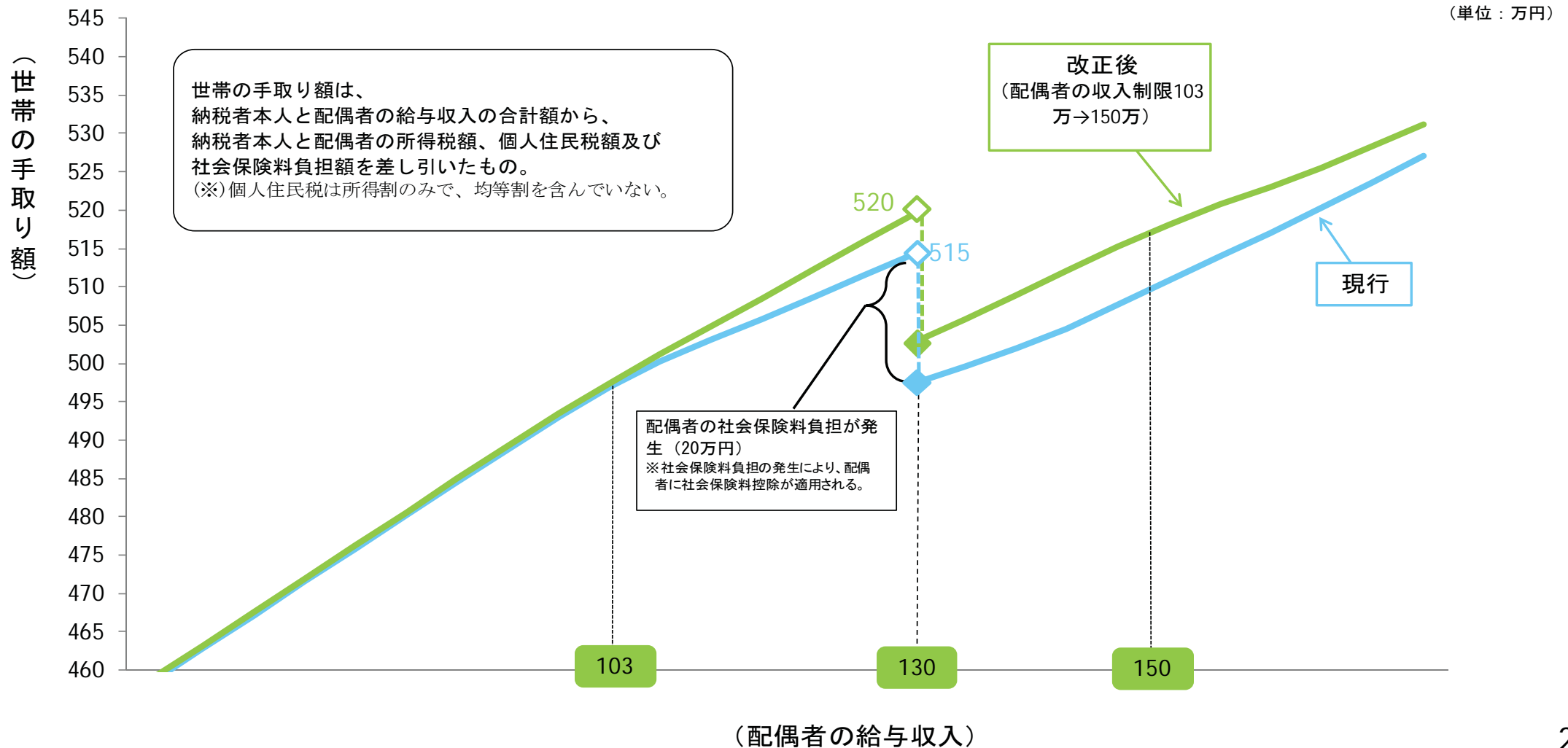
「配偶者控除」や「健康保険被扶養者」の適用となる所得基準が変更となった場合の対応



配偶者の給与収入の増加に伴う世帯の手取り額の変化のイメージ図

- (前提)
- ・ 納税者本人の給与収入は500万円と仮定。
 - ・ 配偶者は中小企業等に勤めており、平成28年10月からの被用者保険の適用拡大の対象外。配偶者の給与収入が130万円以上になると、配偶者は国民年金の第1号被保険者となるケースが一般的であるが、ここでは、配偶者の労働時間が正社員の4分の3以上となり、厚生年金の加入者（国民年金の第2号被保険者）となると仮定。

(注) 配偶者は、厚生年金の加入者となることで、将来的に基礎年金の上乗せとして所得比例年金の給付を受けることができることとなる。



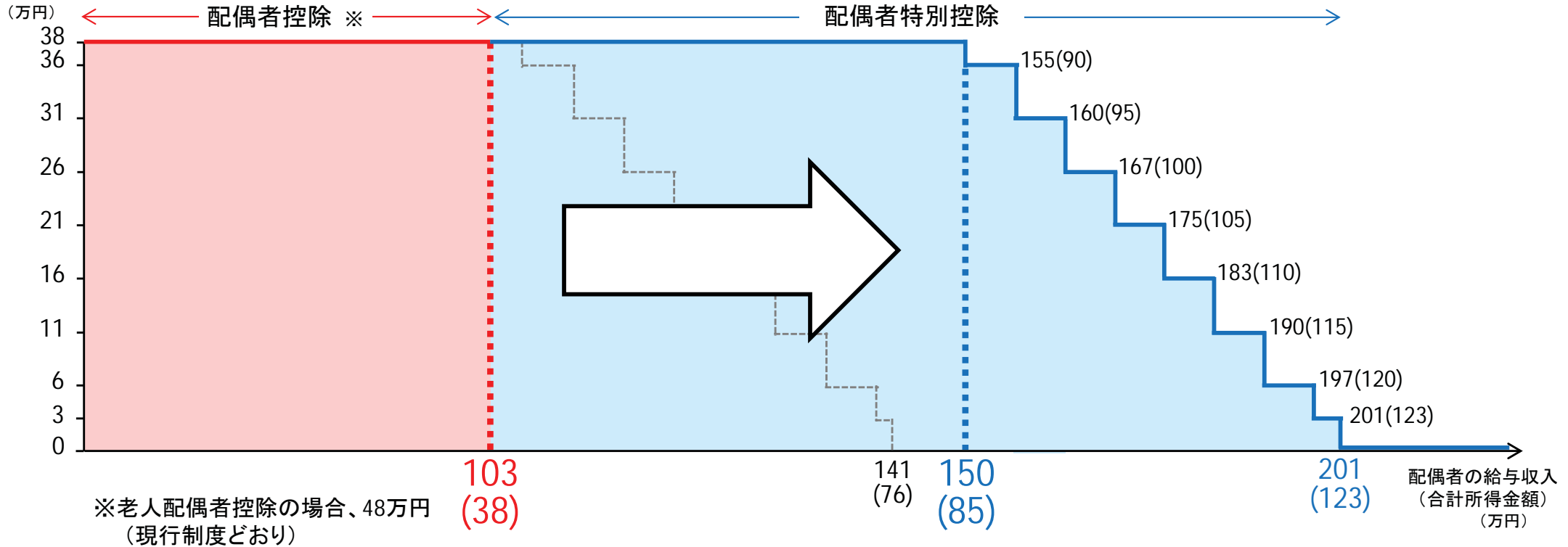
配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて（案）

29改正案

○ 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合（合計所得金額が900万円以下の場合）

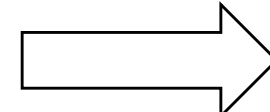
〔平成30年分以後の
所得税について適用〕

納税者本人の
受ける控除額



納税者本人の
所得制限

見直し前:なし
(配偶者特別控除は、給与1,220万円
(合計所得金額1,000万円)で消失)

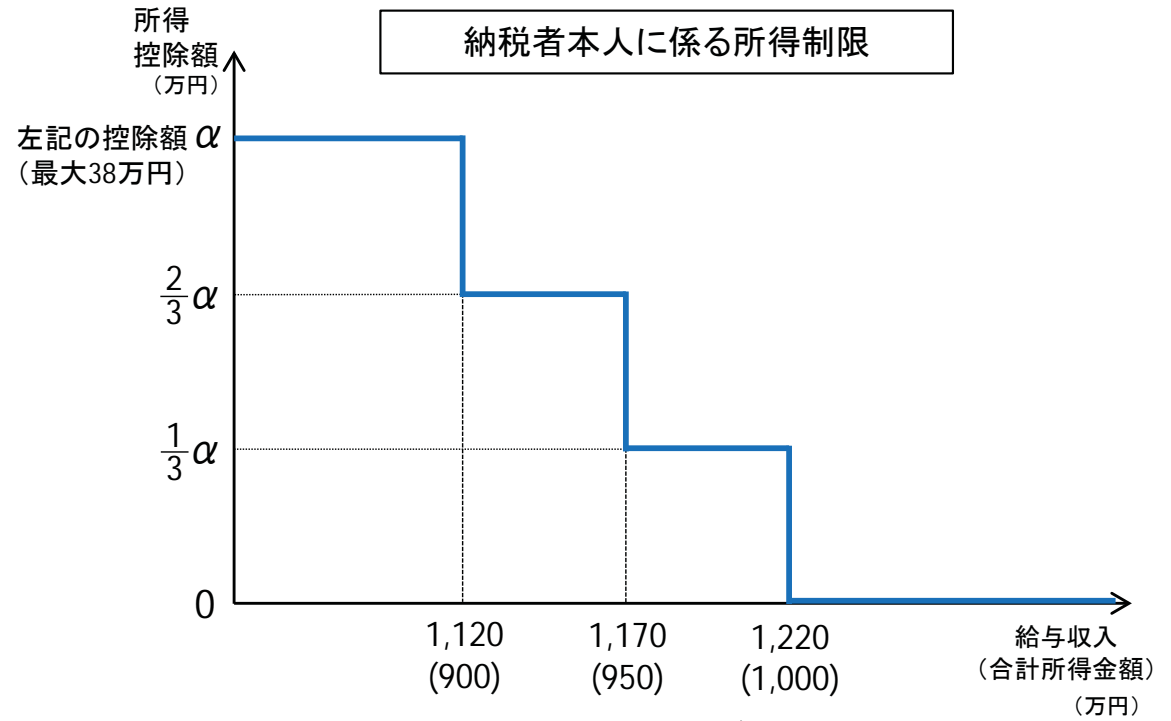
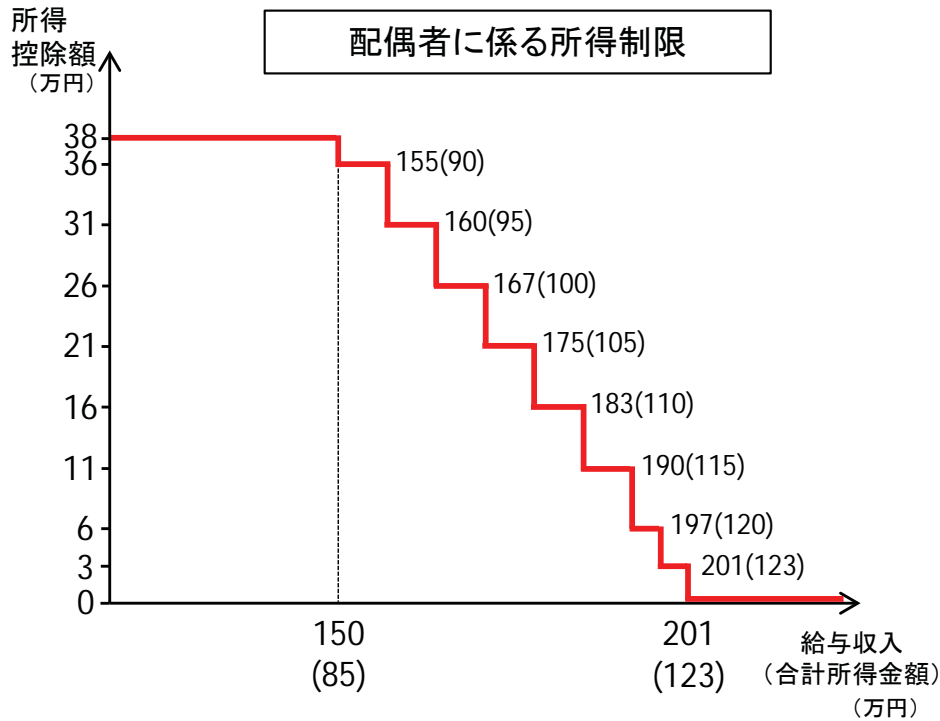


見直し後:
給与1,120万円(合計所得金額900万円)から逡減開始し、
給与1,220万円(合計所得金額1,000万円)で消失

(注) 納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)超1,220万円(1,000万円)以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逡減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①1,120～1,170万円(900～950万円)の場合には、その控除額の2/3、②1,170～1,220万円(950～1,000万円)の場合には、その控除額の1/3とし、③1,220万円(1,000万円)を超える場合には消失することとする。(控除額は1万円未満切上げ)

控除額を納税者本人の所得に応じて 逡減・消失させていく仕組み（案）

29改正案



※ 所得控除額は、1万円未満切上げ

配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位:万円)

納税者本人の給与収入 (合計所得金額)	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)
~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,120万円(~900万円)の場合、控除額48万円、②1,120~1,170万円(900~950万円)の場合、控除額32万円、③1,170万円~1,220万円(950~1,000万円)の場合、控除額16万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

1 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

(2) 今後の個人所得課税改革の方向性

上記の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しは、個人所得課税改革の第一弾であり、今後も改革を継続していく。経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取り組みを進める必要があるが、個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

基礎控除をはじめとする人的控除等については、現在、「所得控除方式」を採用しているが、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいため、主要諸外国における負担調整の仕組みも参考にしつつ、来年度の税制改正において控除方式のあり方について検討を進める。具体的には、収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となる「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」の導入のほか、現行の「所得控除方式」を維持しつつ高所得者について税負担の軽減額が逡減・消失する仕組みの導入が考えられる。

雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が様々な面で多様化している。現在の個人所得課税は、所得の種類に応じた負担調整の仕組みを採用しているが、人的な事情に配慮を行いつつ、ライフスタイルに合わせて多様な働き方を自由に選択できるようにすることが重要である。こうした観点から、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と基礎控除などの「人的控除」のあり方を全体として見直すことを検討していく。

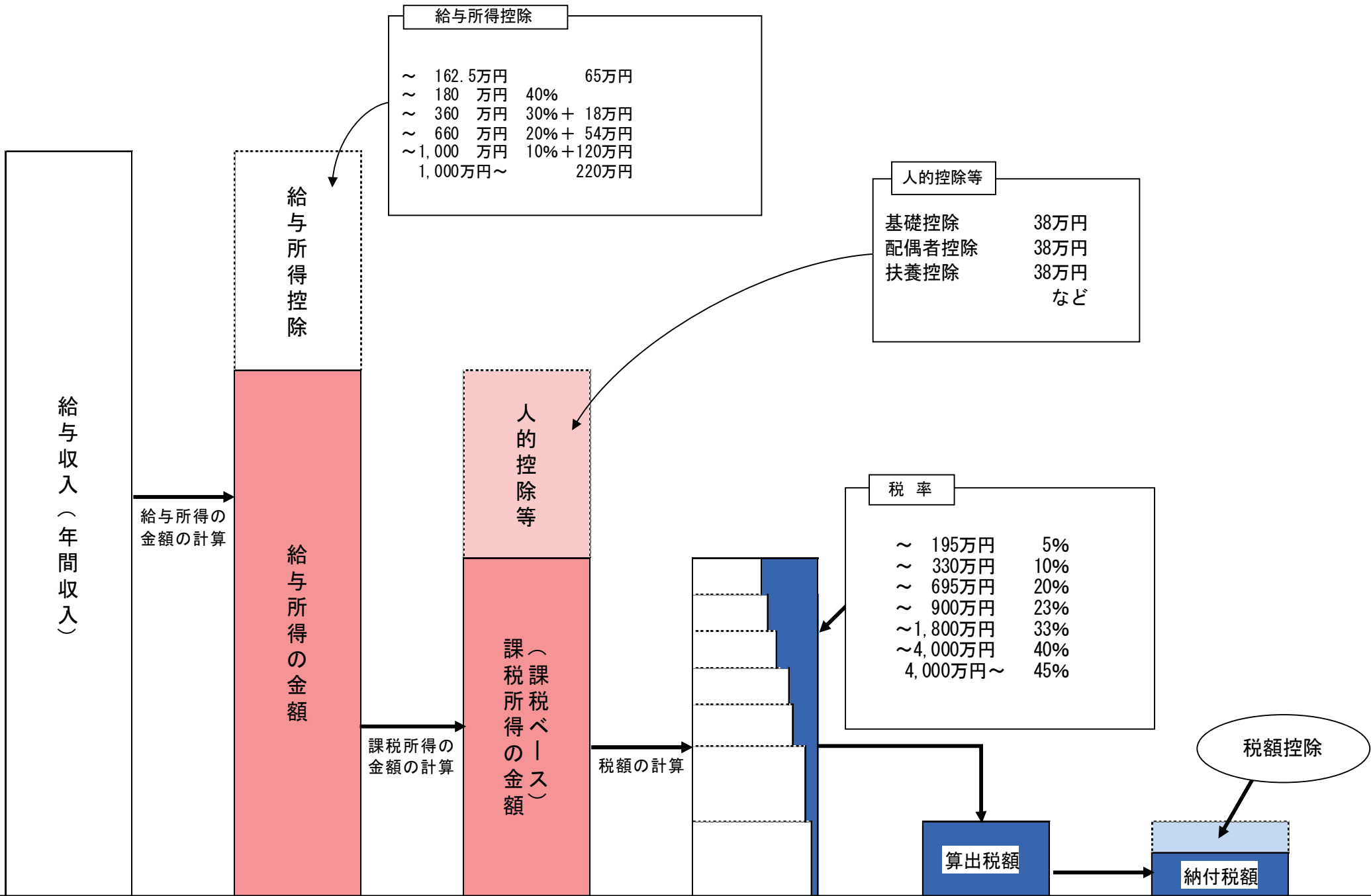
老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

個人住民税については、地方公共団体が提供する行政サービスの財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、比例税率となっているため、控除方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに留意する必要がある。

これらの改革に当たっては、個人所得課税の税制全体における位置づけや負担構造のあるべき姿について検討する必要がある。丁寧に進めていくこととする。

所得控除方式の見直し

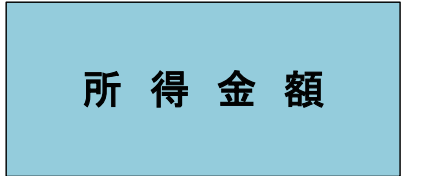
給与所得者の所得税額計算のフローチャート



所得控除方式に代わる諸外国の制度(例)

所得控除(日本)

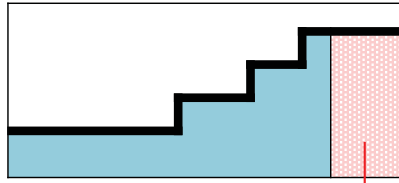
所得金額から控除を行うことで一定金額までの所得について税負担を求めないこととする方式



所得控除



累進税率を適用

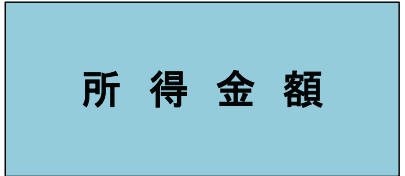


負担軽減

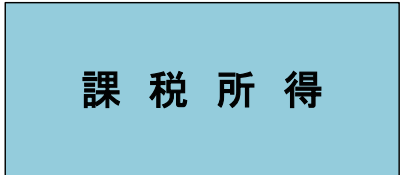
高所得者ほど大

①ゼロ税率(ドイツ・フランス)

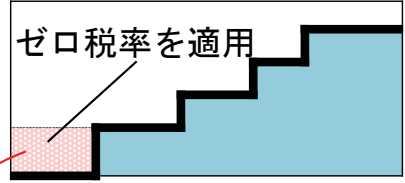
課税所得の一部にゼロ税率を適用することにより税負担を求めないこととする方式



||



所得控除なしで累進税率を適用

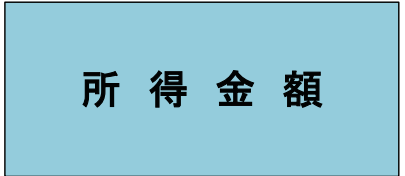


負担軽減

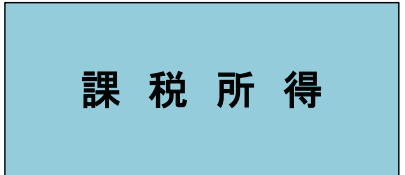
所得水準によらず一定

②税額控除(カナダ)

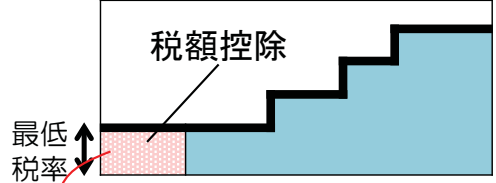
一定の所得金額に最低税率を乗じた金額を税額から控除することにより税負担を軽減する方式



||



所得控除なしで累進税率を適用

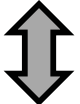
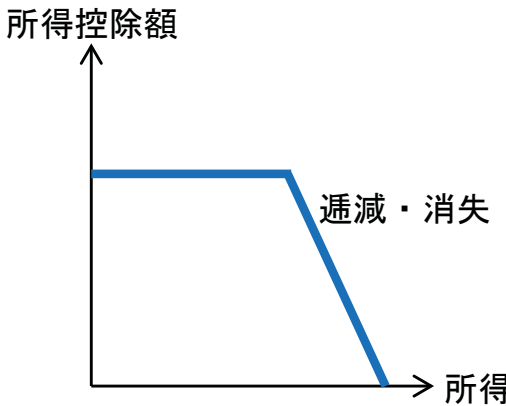


負担軽減

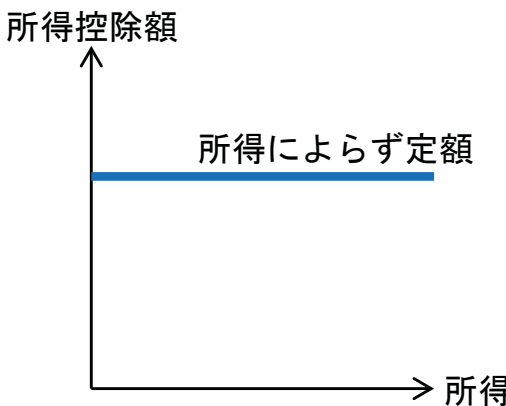
所得水準によらず一定

③所得控除(アメリカ・イギリス)

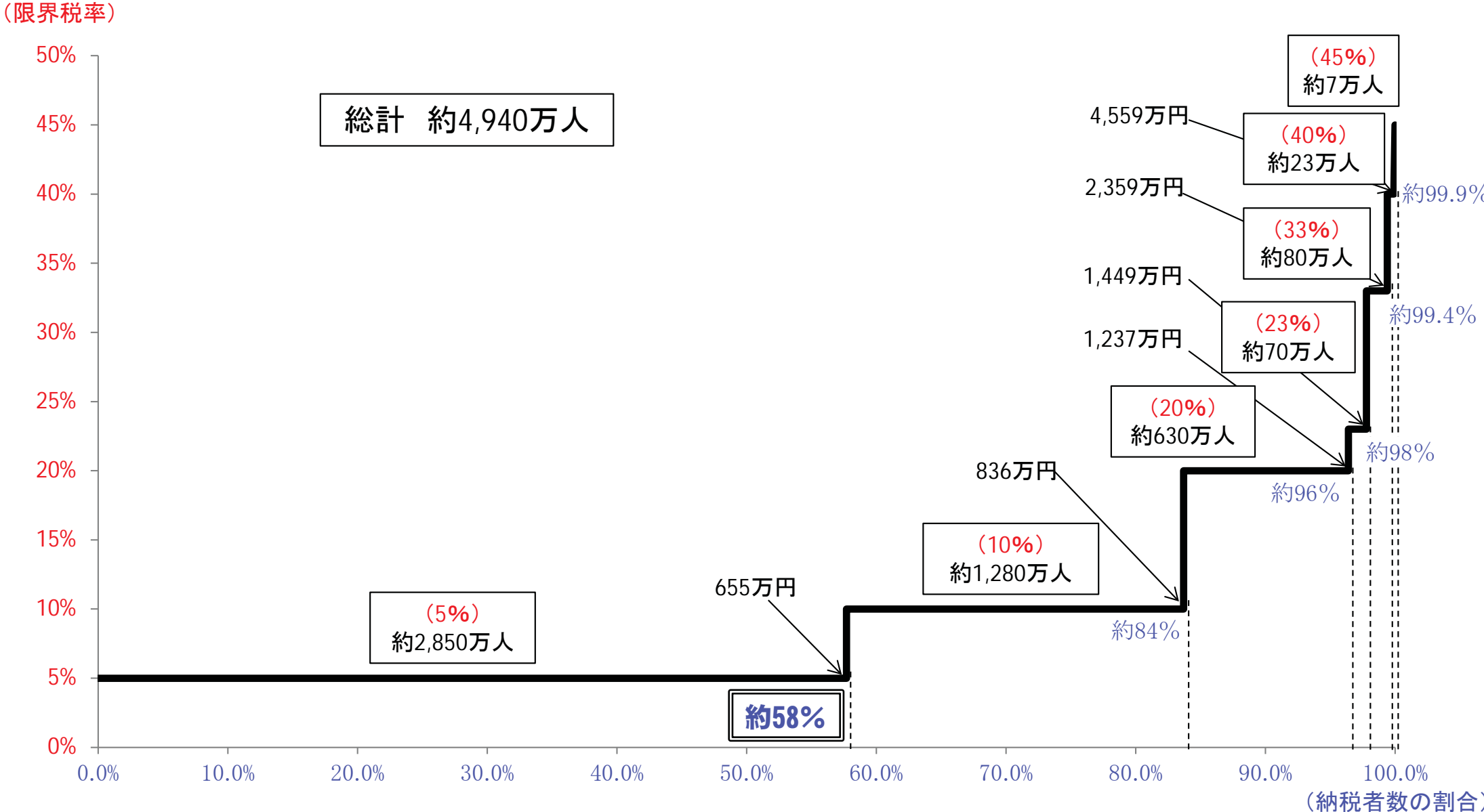
所得控除額に一定の上限を設け所得の増加に応じて控除額を逡減・消失させる方式



所得控除(日本)



納税者の分布(所得税の限界税率ブラケット別)



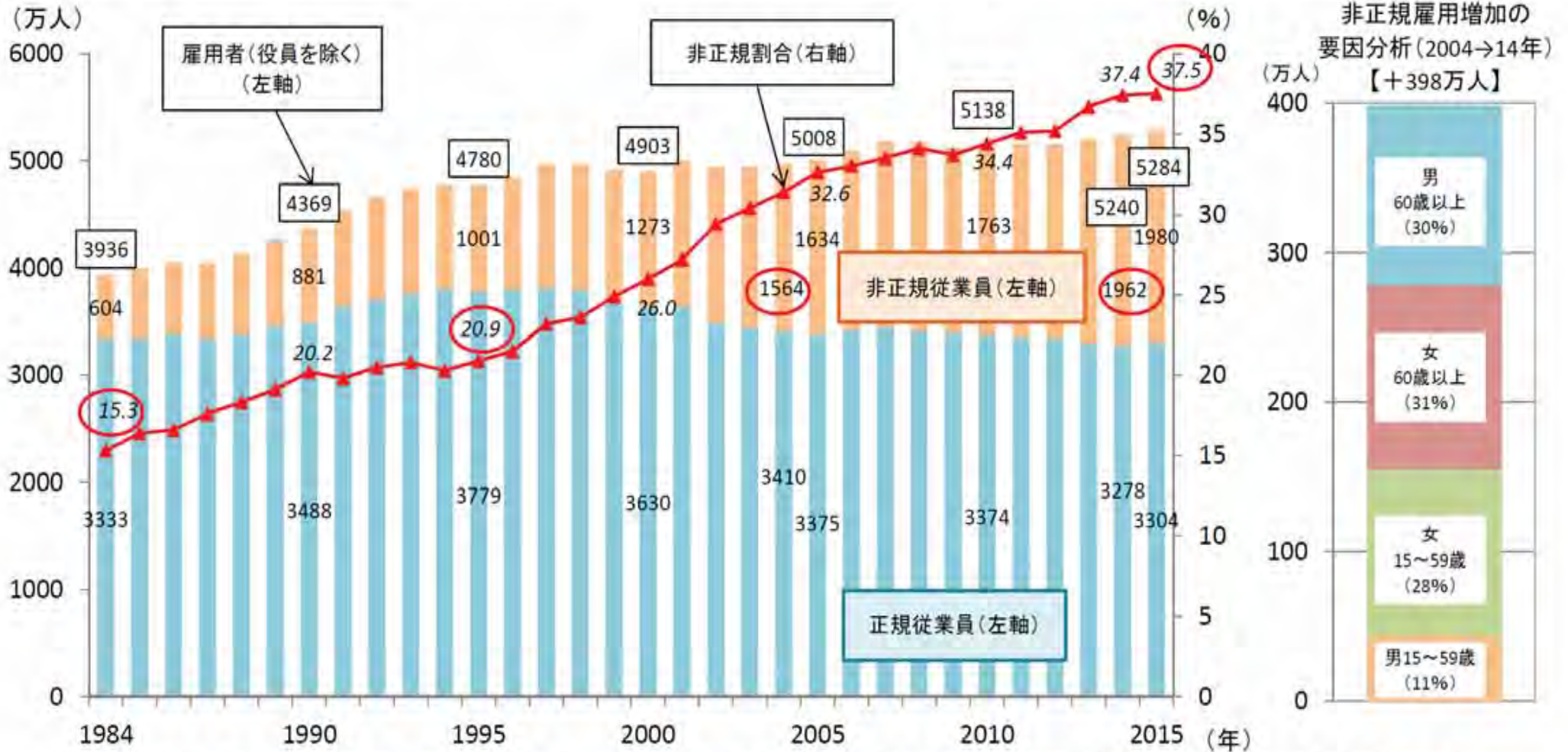
(注1) 平成28年度予算ベースの推計値に、給与所得控除の上限額の引下げ(平成29年分以後:給与収入1,000万円で控除額220万円)を加味。

(注2) 矢印の金額は、夫婦子2人(片働き)の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当する場合の給与収入金額である。

働き方の多様化を踏まえた 諸控除の見直し

正規・非正規雇用者数の推移

- 雇用者数が増加傾向にある中で、非正規雇用比率は上昇傾向にある。
- 近年の非正規雇用者数の増加のほとんどは、60歳以上の男女と59歳以下の女性であるが、15～59歳の男性でも増加。



(出所) 左図: 2001年以前は「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査(詳細集計)」 右図: 塩崎臨時議員提出資料「賃金・雇用情勢について」(平成27年4月16日経済財政諮問会議)

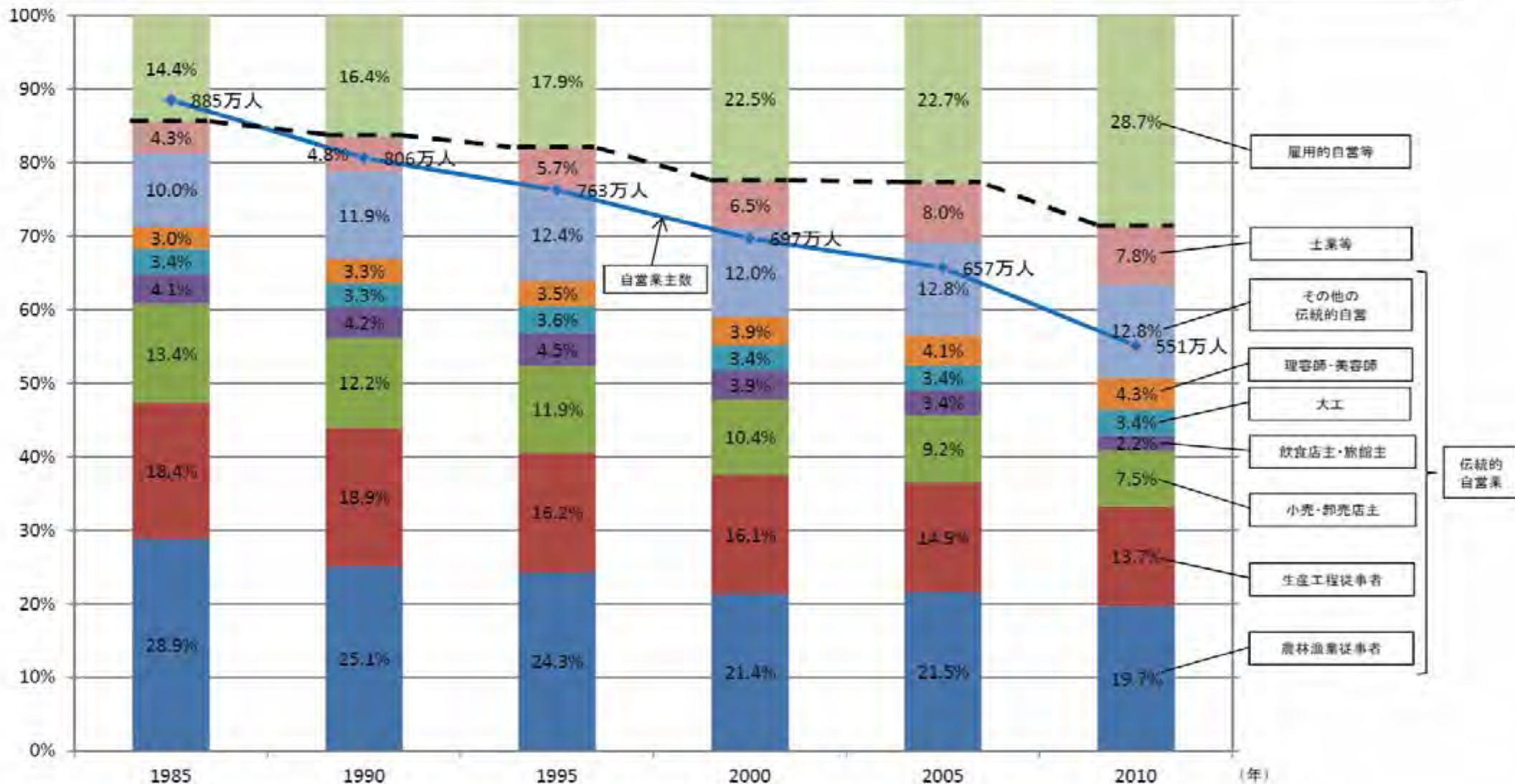
(注1) 「労働力調査特別調査」は各年2月の調査結果であり、「労働力調査(詳細集計)」は年平均値である。両者は、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

(注2) 2011年の数値は補完推計値を使用している。

(注3) 「非正規従業員」について、2008年以前の数値は「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、2009年以降は、新たにこの項目を設けて集計した数値を掲載している。

職種別自営業主数及び構成比の推移

○ 自営業主を職種別で見ると、農林漁業従事者、生産工程従事者、小売・卸売店主といった「伝統的自営業」の割合が減少する一方、建築技術者、SE、保険代理人・外交員などの労働者に近い「雇用的自営業」の割合が増加している。



(出典) 総務省「国勢調査」

(備考) 「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいい、「士業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいい、「雇用的自営業」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。この区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。

日本の所得税の構造(イメージ)

(2016年1月現在)

個人単位課税

○ 勤労性の所得は総合課税であるものの、給料や年金には収入類型に応じた特別の控除が存在しており、各分類の所得の間には取扱いの差が存在。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、定額の所得控除によって調整。

○ 分離課税の対象となる金融所得は、比例税率で課税。

○ 税額控除は、二重課税排除等の目的に限定。

主な収入の種類 (注1)

所得計算上の控除

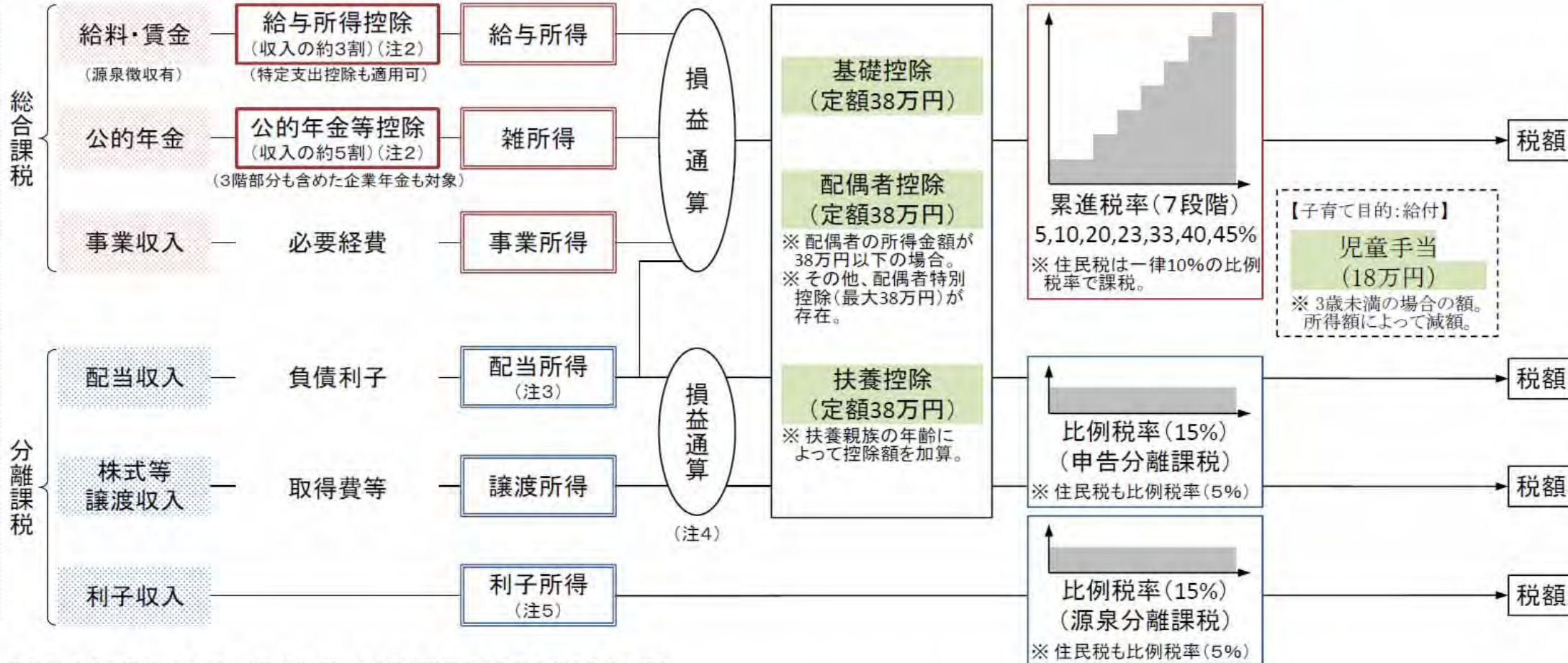
所得分類

損益通算

所得控除

税率構造(注6)

税額控除等



(備考1) 上記で図示したものは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。

(備考2) 生活保護の保護品、児童手当及び失業等給付は、いずれも非課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、雑所得に分類。

(注2) 各控除の総額を給与収入又は年金収入の総額で除したものであり、個々の納税者に適用される控除割合とは異なる。

(注3) 「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税(配当控除適用可)と申告分離課税のいずれかを選択可。また、損失額は他の所得金額と通算不可。

(注4) 「上場株式等の譲渡損失」は「上場株式等の配当所得等」との間で損益通算可能であるが、「非上場株式等の譲渡損失」は損益通算不可。

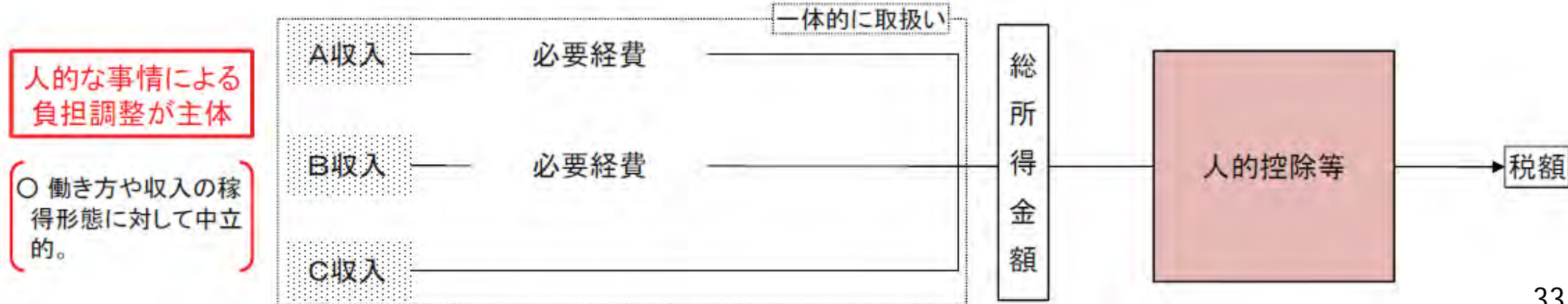
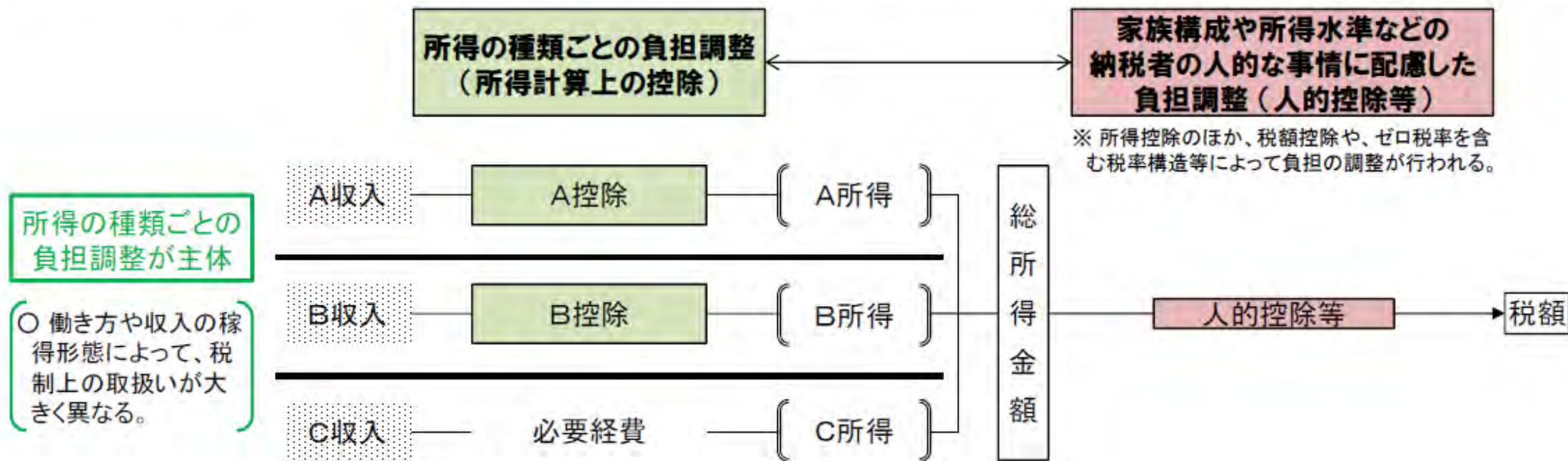
(注5) 平成28年1月1日以後、「特定公社債等の利子所得」は15%(住民税5%)の比例税率による申告分離課税とされ、「上場株式等の譲渡損失」との間で損益通算可能。

(注6) 別途、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)が課される。

税負担の調整のあり方(イメージ)

○ 税負担の調整に当たっては、

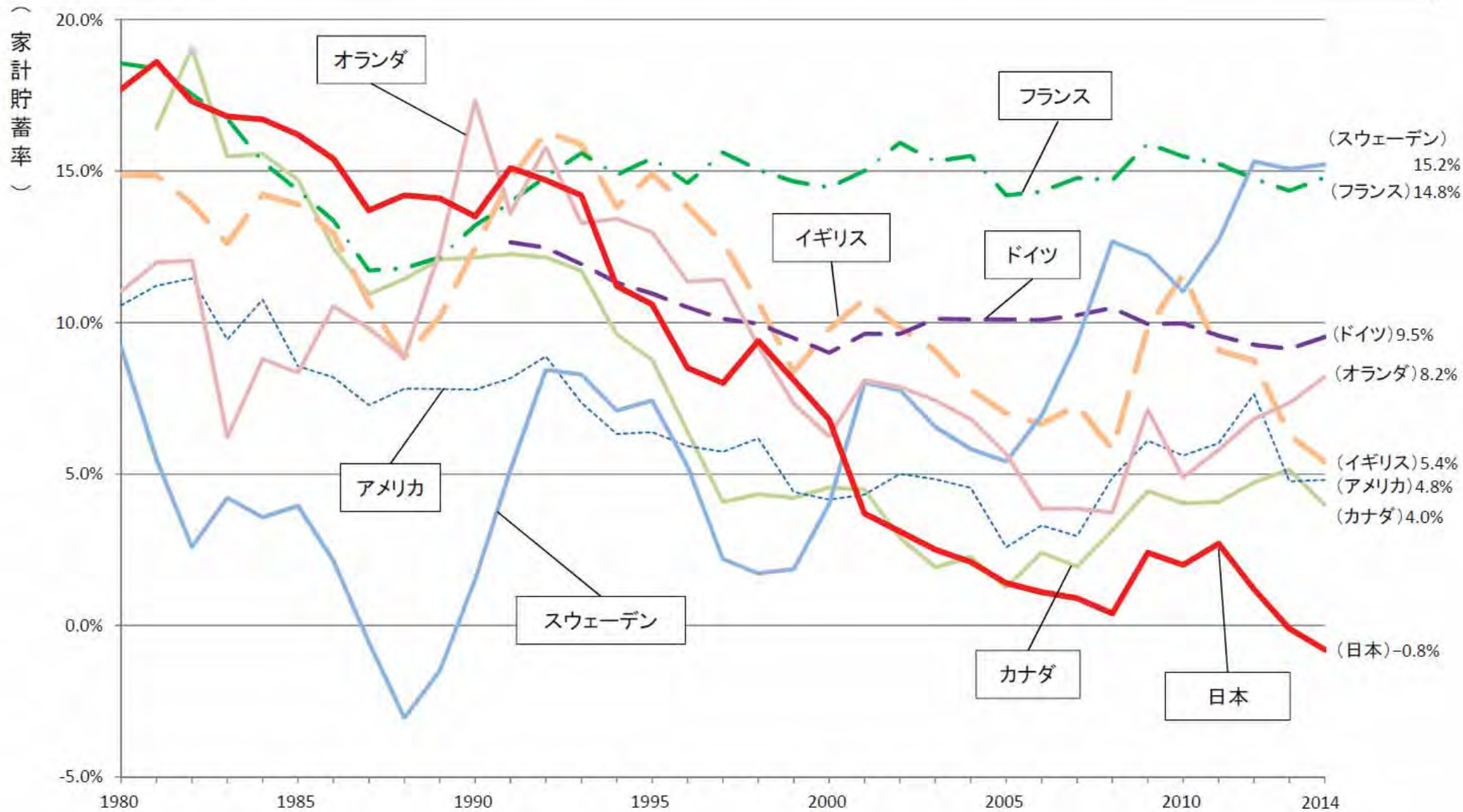
- ・ 各類型の所得の合算前に、働き方等に応じた所得の種類ごとの負担調整(所得計算上の控除)を行うことが主体となる場合と、
- ・ 合算後に、所得の種類と関係なく、家族構成などの人的な事情に配慮した負担調整(人的控除等)を行うことが主体となる場合が存在。



老後の生活に備えるための自助努力 を支援する公平な制度の構築

家計貯蓄率の国際比較

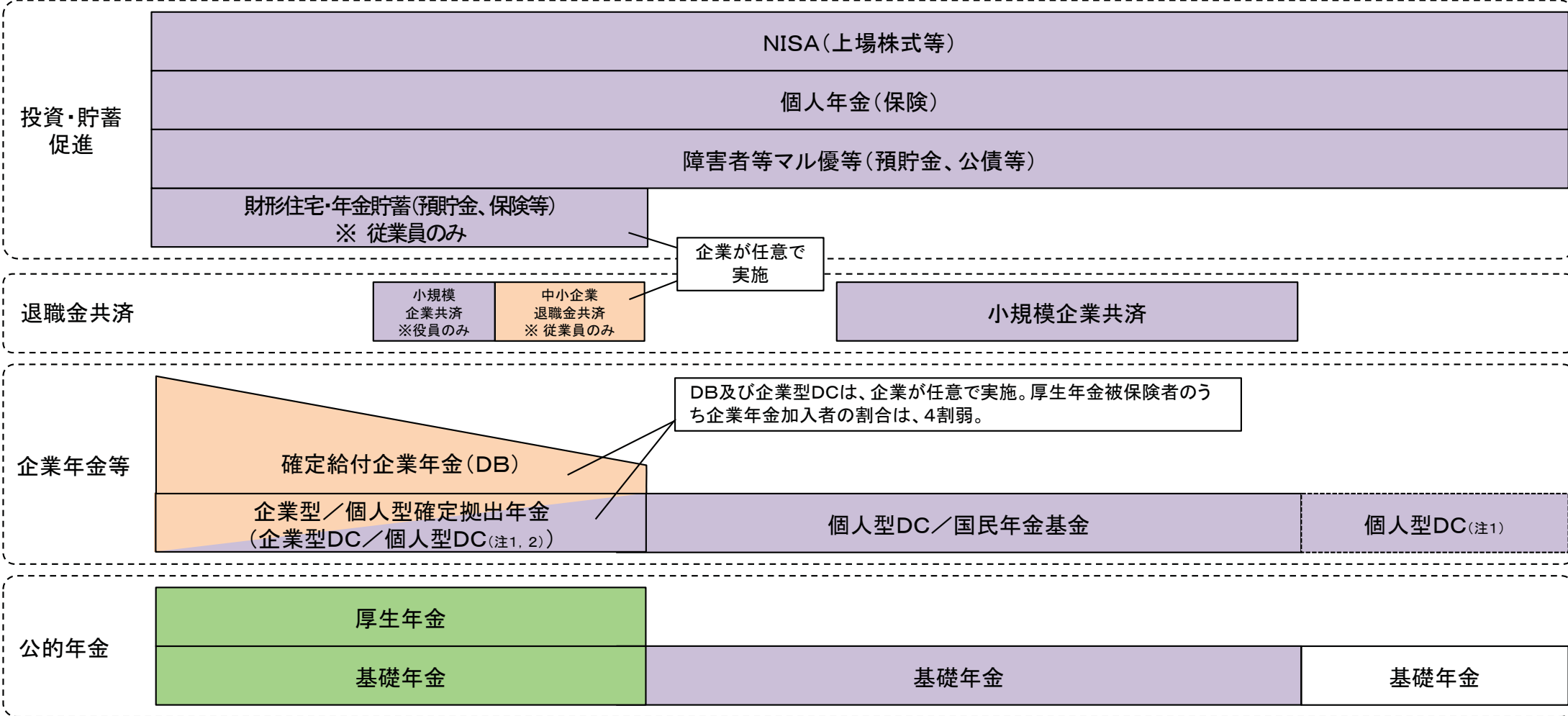
○ 日本の家計貯蓄率は、老年人口比率の増加等の影響を受け、2014年には-0.8%まで減少し、他の主要国と比べ最も低い水準まで低下している。



（注） データの制約上、カナダは1981年以降、ドイツは1991年以降の値を記載。また、イギリスとフランスはグロスの家計貯蓄率、その他はネットの家計貯蓄率。
 （備考） 日本は内閣府「国民経済計算」、諸外国はOECD「Economic Outlook No 99」（2016年6月）による。

老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援措置の現状(イメージ)

正規雇用労働者 (大企業役員・従業員)	正規雇用労働者 (中小企業役員・従業員)	非正規雇用労働者	自営業主 (雇用的自営等)	自営業主 (伝統的自営業、士業等)	専業主婦 (正規雇用労働者の 無就業配偶者)
------------------------	-------------------------	----------	------------------	----------------------	------------------------------



(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	----------------	---------------	--------

(注1) 平成28年の確定拠出年金法改正により、企業年金加入者、公務員等共済加入者、第3号被保険者について個人型DCへ加入できることとされた(平成29年1月1日施行)。
 (注2) 平成28年の確定拠出年金法改正により、企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)については、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主が追加拠出を行えることとされた(施行日は改正法の公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日とされている。)